

『速旅 V I S O Nギフトカードセット付ドライブプラン』 利用規約

〈周遊エリア乗り放題コース〉

(通則)

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」という）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」という）とヴィソン多気株式会社が販売する「V I S O Nギフトカードセット」（以下、「ギフトカードセット」という）が一体となったプラン（以下、「本プラン」という）について適用します。

(本規約以外の適用)

第2条 本規約に定める条項のほか、当社及びヴィソン多気株式会社が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

(定義)

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 E T C無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 E T Cカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するE T Cクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するE T Cパーソナルカードをいいます。
- 三 E T C車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ E T C車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車種)

第4条 本プランの対象車種は、E T C無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

(実施期間等)

第5条 本プランの実施期間は、2022年9月1日（木）から2023年4月28日（金）までの期間とします。この期間のうちお申し込み時に登録を行う利用開始日から別表1に定める高速定額利用期間（コース毎に別表2に定める期間において利用開始日の0時から最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日にお申し込みの場合には、お申し込み手続きが完了した時点から最終日の24時まで。以下同じです。）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。なお、ギフトカードセットへの引換えは本プラン利用可能期間のうちあらかじめ指定した1日間（以下「施設利用日」といいます。）に行なうことができます。ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間のお申し込みはできません。

- 一 利用可能期間にゴールデンウィーク、お盆、年末年始などの交通混雑期を含むとき（具体の期間は、決定次第、当社公式WEBサイトにてお知らせします。）
- 二 利用可能期間に当社が別途指定する日を含むとき（具体の日程は、決定次第、当社公式WEBサイトにてお知らせします。）

- 三 施設利用日が、ヴィソン多気株式会社の別途指定する日に該当するとき（具体の日程は、決定次第、当社公式WEBサイトにてお知らせします。）
- 2 利用可能期間の周遊通行（第9条第1項に定める「周遊通行」をいいます。）に係る通行日時の判定は、入口インターチェンジ又は出口インターチェンジの通行日時をもって行います。

（申込方法等）

- 第6条 本プランへの申し込みは、当社公式WEBサイトから、本規約に定める事項に承諾のうえ、本プランの利用開始日の最初の出口インターチェンジを通過する前までに行ってください。なお、申し込み時に「速旅」へのWEB会員登録が必要となります（既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。）。
- 2 本プランの申し込みが完了したとき、当社は、前項により会員登録を行い本プランへの申し込みを行った者（以下「申込者」といいます。）が会員登録したメールアドレスに、受付番号、プラン名、利用日等の申込情報を記載した申込確認書（以下「申込確認書」といいます。）をメールにて通知するとともに、「速旅」会員専用「マイページ（<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>）」（以下「会員マイページ」といいます。）上で申込確認書を確認できる状態とします。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信または会員マイページで申込確認書を確認できる状態をもって申込確認書が通知されたものとみなします。
- 3 申込者は、前項のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合、会員マイページから申込確認書を確認するものとします。
- 4 ギフトカードセット料金は、当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用はETCカードによる決済となります。
- 5 当社と申込者との売買契約は、本プランの申し込みが完了した時点で成立します。
- 6 申込確認書は、施設利用日に引換場所にて、インターネットに接続可能なスマートフォンまたはタブレット端末の画面上で提示し、係員の指示に従ってください。
- 7 第16条第1項、第2項一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。
- 8 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一である申し込みはできません。同一期間の申し込みをした場合は、第16条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、申込者が意図しない高速定額利用が適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。
- 9 申込確認書の通知をもって、申し込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。
- 10 当社、東日本高速道路株式会社および西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申し込みいただけません。

（受付内容の変更）

- 第7条 申込確認書の通知が完了した後は、次項に定める事項を除き、申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づき申し込みを行ってください。
- 2 申し込み時に登録したETCカードは、本プランの利用開始日の前日まで「速旅」会員専用「マイページ」から変更することができます。なお、利用開始日当日に申し込みをされた場合は、変更できません。
- 3 ETCカードの変更は、本プランの利用開始日の前日までに変更手続きが完了した場合に限り有効です。

（ギフトカードセットへの引換え及び利用方法）

第8条 申込者は施設利用日の営業時間内に申込確認書に記載の窓口にて、スマホ・タブレット画面に表示した申込確認書をご提示いただき、窓口の係員の指示に従って引換番号を入力し、画面認証を行ってください。係員が画面認証を確認しましたら、ギフトカードセットを引換えいたします。

2 本プランのご利用には、スマホ・タブレットでの画面認証が必要となります。申込確認書の提示のみではギフトカードセットを引換えることはできません。

3 ギフトカードセットの返金、換金、譲渡はできません。

4 ギフトカードセットのうち、V I S O Nギフトカードについては、額面 金 1,000 円の 3 枚組、額面合計 金 3,000 円とし、各券片引換日から 6 か月間、多気V I S O N内の施設での飲食、物品購入またはその他サービスおける代金支払いに限り有効とします。なお、購入金額が額面に満たない場合においても釣銭は支払わないものとします。

5 ギフトカードセットのうち、本草湯入浴ギフト券については、有効期限を引換日から 1 年間とし、1 枚につき 1 人 1 回分の入浴が可能なものとします。

(高速定額利用の利用可能な区間)

第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用可能期間内において、周遊エリア（別表2に定める区間名内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）となります。

2 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア外のいずれかのインターチェンジで流出する通行（復路通行に該当する通行は除きます。）、又は周遊エリア外のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入をした周遊エリア外のインターチェンジとの間の通常料金（時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金をいいます。以下同じです。）（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア外のインターチェンジで流入し、かつ、流出した場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

(高速定額利用の開始及び終了)

第10条 高速定額利用は、前条に規定する最初の周遊通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、第5条第1項に規定する利用可能期間内に流入した最後の走行を満了した時点をもって利用を終了したものとします。

(高速定額利用の利用方法)

第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、お申し込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 料金所を通過するときは、お申し込み時に登録したE T CカードをE T C車載器に挿入し、E T CゲートをE T C無線通信により通行してください。登録したE T Cカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

3 入口料金所のE T Cレーンが点検等によりご利用いただけない場合は、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所では、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したE T Cカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機をご利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートI Cをご利用の場合は「インターホン」によりお申し出

ください。

- 4 出口料金所の ETC レーンが点検等によりご利用いただけない場合は、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録した ETC カードをお渡しください。料金精算機をご利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。

（料金及び請求）

第 12 条 本プランの料金は、別表 1 に定めるとおりです。

- 2 当社は、高速定額利用の料金とギフトカードセットの料金を分けて請求します。なお、ギフトカードセットにかかるクレジットカードの明細書上のご利用日付は実際のご利用日のおおむね 2～3 週間後の日付となります。
- 3 当社は、高速定額利用の対象となる全ての通行を一括して、高速定額利用の料金で請求します。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器、ETC 車載器、ETC 利用照会サービス等では、通常料金が表示されます。なお、区間外料金が発生している場合は、別途当該区間外料金を請求します。
- 4 高速定額利用の料金の請求において、クレジットカード会社又は ETC カード事務局（ETC パーソナルカードの管理運営を行うため 6 会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。ETC マイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。
- 5 ETC パーソナルカードは、お支払いが済んでいないご利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの 80% 相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回ると、利用停止となる場合があります。
- 6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに一旦通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、一時的に高速定額利用の料金よりも高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

第 13 条 高速定額利用に、ETC マイレージサービス以外の割引（ETC 時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。

- 2 ETC マイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）は、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。
- 3 お申し込み時に登録した ETC カードに、ETC マイレージサービスの還元額がある場合は、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。
- 4 ETC マイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。

（高速定額利用の適用対象外及び無効）

第 14 条 各通行が次の各号の一に該当するときは、高速定額利用の適用対象外とし、その通行は通常料金を請求します。

- 一 お申し込み時に登録した ETC カードを用いずに通行したとき
- 二 お申し込み時に登録した車種以外の車種で通行したとき
- 三 利用可能期間以外の日に入出口インターチェンジを流入及び出口インターチェンジを流出したとき
- 四 利用可能期間内に入出口インターチェンジを流入し、利用可能期間の最終日の翌々日までに出口インターチェンジを流出しなかったとき

- 五 周遊通行以外の通行を行ったとき
 - 六 周遊通行において、周遊エリア外の経路で通行したとき
- 2 各通行が次の各号の一に該当するときは、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用可能期間における全ての通行について通常料金を請求します。
- 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされていないE T C車載器が取り付けられた車両で通行したとき
 - 二 利用可能期間に、お申し込み時に登録したE T Cカードを2台以上の車両で使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除く）
 - 三 前二号に掲げるもののほか、本プランを利用して、不正な通行を行ったとき
- 3 本プランのお申し込みが次の各号のいずれかを満たさない場合は、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用可能期間における全ての通行について通常料金を請求します。
- 一 本プランの利用時に有効なE T Cカードを登録していること
 - 二 お申し込み事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと
 - 三 お申し込み時に登録したE T Cカードの名義が本プランの申込者と同一であること

(ギフトカードセットの引換えの制限)

第15条 次の各号の一に該当するときは、ギフトカードセットの引換えをお断りします。

- 一 申込確認書を偽造したとき
- 二 スマートフォン又はタブレット端末の紛失、故障、電池切れ又は通信不能等により申込確認書の確認及び第8条第1項に定める画面認証ができないとき（※画面認証不可の場合は一切引換しない場合に記載）
- 三 前号の他、第8条第1項に定めるスマートフォン又はタブレット端末を用いた画面認証による方法以外でギフトカードセットの引換を受けようとしたとき
- 四 第8条第1項に定めるスマートフォン又はタブレット端末を用いた画面認証の際に、引換完了経過時間が30分を経過した場合、無効な申込確認書若しくは認証完了画面を表示し画面認証を試みた場合又は既に引換手続きが完了済みの旨の表示がなされているとき
- 五 すでに引換を行っているとき
- 六 利用可能期間以外の日に引換を受けようとしたとき（ただし当社が承諾した場合を除きます）
- 七 第16条に定める解約を行ったとき（なお引換をした場合は、ギフトカードセットの料金を請求します）

(解約等)

第16条 本プランは、利用可能期間の最初の出口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までには限りません。）に、当社公式WEBサイトで解約することができます。この場合、高速定額利用又はギフトカードセットのいずれか一方のお申し込みのみを解約することはできません。

2 前項に基づく解約が行われない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める解約がなされたものとします。

- 一 周遊通行を行わず（第14条の各項に該当する通行もしくはお申し込みを行い、高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含む）、第8条第1項に定める引換えも行わなかった場合は、高速定額利用及びギフトカードセットのどちらのお申し込みも遡って解約がなされたものとします。
 - 二 周遊通行を行わず（第14条の各項に該当する通行もしくはお申し込みを行い、高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含む）、第8条第1項に定める引換えを行った場合は、高速定額利用のお申し込みのみ遡って解約がなされたものとします。
- 3 周遊通行を行った場合は、第8条第1項に定める引換えを行っていない場合でも、ギフトカードセットの

お申し込みは解約できません（ただし、当社又はヴィソン多気株式会社の責による場合を除く）。なお、この場合、申込者がメールもしくは電話で当社にその旨を申し出た場合、申込者が指定する住所にギフトカードセットを発送します。この場合の配送費用は、申込者のご負担となります。また、申し出の有効期間は本プランのお申し込み時に選択した施設利用日から2か月間、配送するギフトカードセット各券片の有効期間は第8条第4項及び第5項の「引換日」を「発送日」に読み替えて適用します。

- 4 周遊通行を行った場合は、本プランの途中解約及び払戻し、一部返金は一切行いません。また、本プランを利用した通行の通常料金の合計額が、高速定額利用の料金を下回った場合も、本プランの途中解約や払戻し、一部返金は一切行いません。

（個人情報保護及び取扱い）

第17条 申込者が本プランのお申し込み時に登録した個人情報は、当社が別に定める個人情報保護に関する方針に従って適切に取扱います。

- 2 当社は、第6条第4項に定めるクレジットカード決済において、クレジットカード発行会社が行う不正利用検知および防止のために必要な範囲内で、申込者が会員登録した際に当社が入手した個人情報を申込者が決済に使用したクレジットカードの発行会社に提供いたします。なお、クレジットカード発行会社が外国にある場合、当社が提供した個人情報は当該の会社へ移転される場合があります。また、申込者が未成年の場合は、親権者または後見人の承諾を得たうえで、本プランを申込するものとします。

- 3 当社は、第8条に定めるギフトカードセットの引換え、及び第16条第3項に定めるギフトカードセットの発送の手続きに必要な範囲内で、申込者が登録した個人情報をヴィソン多気株式会社に対して提供します。

（免責事項）

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、申込者が受けた被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき
- 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき

（規約の変更）

第19条 当社は、本規約を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合は、当社公式WEBサイトへの掲示等により、その内容を周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって、申込者が被った損害については一切責任を負いません。

別表 1 : 料金及び利用日 (金額は本プラン利用 1 回あたりの料金)

プラン種別	周遊 エリア 記号	プラン料金		高速定額利用 可能期間	施設利用日 (※1)
		普通車	軽自動車等		
VISON ギフトカード (3,000 円分) + 本草湯入浴ギフト券 (1 人 1 回) × 1 枚 三重県域周遊 2 日間	A	<u>8,100 円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,300 円 [ギフトカードセット] 3,800 円	<u>7,200 円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,400 円 [ギフトカードセット] 3,800 円	お客さまが指 定する利用開 始日から連続 する最大 2 日 間	左記の高速定額 利用可能期間の うち 1 日
VISON ギフトカード (3,000 円分) + 本草湯入浴ギフト券 (1 人 1 回) × 1 枚 三重県域周遊 3 日間		<u>9,300 円</u> (内訳) [高速定額利用] 5,500 円 [ギフトカードセット] 3,800 円	<u>8,200 円</u> (内訳) [高速定額利用] 4,400 円 [ギフトカードセット] 3,800 円	お客さまが指 定する利用開 始日から連続 する最大 3 日 間	
VISON ギフトカード (3,000 円分) + 本草湯入浴ギフト券 (1 人 1 回) × 1 枚 三重県南部周遊 2 日間	B	<u>7,000 円</u> (内訳) [高速定額利用] 3,200 円 [ギフトカードセット] 3,800 円	<u>6,400 円</u> (内訳) [高速定額利用] 2,600 円 [ギフトカードセット] 3,800 円	お客さまが指 定する利用開 始日から連続 する最大 2 日 間	

※1 第 16 条第 3 項に記載の場合を除く

別表 2 : 高速定額利用 (周遊エリア)

番号	区間
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東名阪自動車道 (名古屋西 JCT~伊勢関 IC) ・ 伊勢自動車道 (伊勢関 IC~伊勢 IC) ・ 伊勢湾岸自動車道 (名港中央 IC~四日市 JCT) ・ 紀勢自動車道 (勢和多気 JCT~紀伊長島 IC) ・ 新名神高速道路 (四日市 JCT~甲賀土山 IC、亀山 JCT~亀山西 JCT) ・ 東海環状自動車道 (新四日市 JCT~大安 IC) ・ 名古屋第二環状自動車道 (名古屋西 JCT~飛島 JCT)
B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東名阪自動車道 (四日市 IC~伊勢関 IC) ・ 伊勢自動車道 (伊勢関 IC~伊勢 IC) ・ 紀勢自動車道 (勢和多気 JCT~紀伊長島 IC) ・ 新名神高速道路 (菰野 IC~甲賀土山 IC、亀山 JCT~亀山西 JCT)